

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		届出行為に対する原状回復等命令
根拠法令及び条項		景観法第17条第5項
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
処   分   基   準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	<p>景観法第17条第5項の規定による。</p> <p>(変更命令等)</p> <p>第17条</p> <p>5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）